

子育て応援行動計画

社員一人一人が能力を発揮することができ、仕事と家庭での生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

①計画期間

令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日までの 5年間

②内容

《目標1》

3歳以上の子供を養育する労働者に対して、所定外労働の制限を認めノー残業デーを実施する。

〈対策〉

令和 2年 4月 1日～

該当社員(3歳以上の子を養育する労働者)の所定外労働の現状を把握

令和 2年 4月 1日～

社内での検討開始

社内広報による社員への周知

《目標2》

所定外労働を削減するためノー残業デーを設定、実施する

〈対策〉

令和 2年 4月 1日～

所定外労働の現状を把握

社内での検討開始

令和 2年 4月 1日～

社内広報による社員への周知

ノー残業デーの実施